令和3年12月10日、「令和4年度税制改正大綱」が発表されました。この改正のうち中 小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

## ● 所得拡大促進税制の見直し 法人:減税

雇用を増加させた企業に適用される税額控除について、税額控除率の上乗せをし、適用期 限が延長されます。ただ、上限額の「法人税額の20%」は改正なしとなります。

要件	2021.4.1~2022.3.31	2022.4.1~2023.3.31
安件	開始事業年度	開始事業年度
①雇用者給与等支給額(役員	雇用者給与等支給額の増加	同左
等を除く)が 1.5%以上増加	額×15%を税額から減額	凹生
②雇用者給与等支給額(役員		雇用者給与等支給額の増加
等を除く)が2.5%以上増加		額×30%を税額から減額
② かつ 教育訓練費増加	雇用者給与等支給額の増加	雇用者給与等支給額の増加
額が 10%以上増加	額×25%を税額から減額	額×40%を税額から減額
	法人税額の 20%が上限	

## ● 住宅ローン控除の見直し 個人:増税

2022年1月1日以後に居住する住宅ローン控除の主な改正事項は以下の通りです。

4年間延長(2025年12月末までに居住)	控除期間を一部 13 年に延長
控除率を 1.0%から 0.7%に縮減	所得要件を 2,000 万円以下に引き下げ
借入限度額を縮減	

## その他の改正

- 少額減価償却資産等の損金算入制度について、貸付用を除外する。
- 上場株式等配当の課税特例(総合課税)について、持株割合3%判定に同族法人を含める。
- 上場株式等配当の課税方式の選択が不可となる(所得税と個人住民税を一致させる)。

## ■税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付(納期特例•下期分)	
	法定調書合計表、給与支払報告書の提出	
	固定資産税の償却資産の申告	
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日~3月15日

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。 住民税納付(普通徴収)については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】年末年始休業は12月30日(木)から1月3日(月)です。 ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。



上原浩二会計事務所 公認会計士·税理士 上 原 浩 二